

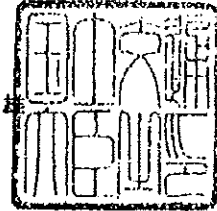


認定書

国住指第2600号
平成 18年 2月 15日

大建工業株式会社
取締役社長 井辺 博行 様

国土交通大臣 北側 一郎



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-1221
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
両面薄葉紙張アルミニウムはく張/火山性ガラス質複層板
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 材料名

両面薄葉紙張アルミニウムはく張/火山性ガラス質複層板

2. 形状および寸法等

項目	申請材料
形状	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この部分の記載は企業ノウハウに属するため公開を控えさせていただきます。</div>
表面形状	
厚さ	
かさ比重	
質量 (kg/m)	

3. 材料構成

項目	申請材料
表面材	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この部分の記載は企業ノウハウに属するため公開を控えさせていただきます。</div>
基材	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この部分の記載は企業ノウハウに属するため公開を控えさせていただきます。</div>

(別添-1)

4. 構造説明図（寸法単位：mm）

1) 表面材…

2) 基材…

この部分の記載は企業ノウハウに属するため公開を控えさせていただきます。

5. 注意事項

本申請仕様を施工するに当たっては、所定の防火性能が損なわれないように材料端部及び目地部の処理を適切に行う必要がある。